

第1回 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会

平成19年12月19日

参考資料3

(案)
社会福祉士養成課程における
教育内容等の見直しについて

(案)

社会福祉士養成課程における
教育内容等の見直しについて

目次

I	新たな教育カリキュラム等の内容	P2
II	教員	P62
III	施設設備	P74
IV	実習・演習	P84
V	通信課程	P98
VI	情報公開	P106
VII	国家試験の受験資格における実務経験の範囲	P112
VIII	転入学等の取扱い	P118
IX	施行期日	P120
[参考]	社会福祉士養成課程における 教育内容等の見直し作業チームについて	P122

I 新たな教育カリキュラム等の内容 (実習・演習を除く。)

I ー① 新たな教育カリキュラム

1. 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
 - ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
 - ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割
- 等を適切に果たしていくことが求められている。

2. 今後の社会福祉士の養成課程においては、これらの役割を国民の福祉ニーズに応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
- ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識

- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
- ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践

等を実践的に教育していく必要がある。

3. 以上を踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から以下のような視点で、教育カリキュラムの見直しを行うこととする。

【時間数】

- 一般養成施設については、現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、新たな分野の追加等により、1,200時間まで充実を図る。
- 短期養成施設については、現行の6月以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数は一般養成施設の教育カリキュラムの見直しを踏まえて、660時間まで充実を図る。

【教育カリキュラムの構成】

○ 教育カリキュラムの構成は、

- ① 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- ② 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ③ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- ④ 「サービスに関する知識」
- ⑤ 「実習・演習」

の科目群からなるものとする。

○ なお、

- ・ 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」及び「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」については、社会福祉士に求められる知識及び技術のうち、主に2の①、③、④及び⑥に対応するものとして、
- ・ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」については、主に2の④及び⑤に対応するものとして、
- ・ 「サービスに関する知識」については、主に2の②に対応するものとして、
- ・ 「実習・演習」については、他の講義系科目との連動性にも配慮しつつ、2の①から⑥までの知識及び技術を実践的に習得するものとして、位置付け、それぞれ具体的に科目を設定する。

【教育内容（シラバス）】

- 教育内容（シラバス）については、**国家試験によって社会福祉士として必要な知識及び技能が評価されることを踏まえ、詳細な内容までは示さないこととし、それらについては、出題基準の中で網羅的に反映させる。**

【大学等における指定科目・基礎科目】

- 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するが、**特に実習・演習に関して教育内容や時間数にばらつきがあるとの指摘があることを踏まえ、実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等について養成施設と同等の基準を満たさなければならないこととする。**
- また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、**一定の読替の範囲を設定する。**

(新たな教育カリキュラムの全体像)

	一般養成施設	短期養成施設	大学等	
	時間	時間	指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (180h)				
人体の構造と機能及び疾病	30	/	○	○
心理学理論と心理的支援	30	/	○	○
社会理論と社会システム	30	/	○	○
社会保障	60	/	○	○
社会調査の基礎	30	/	○	○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (180h)				
相談援助の基盤と専門職	60	/	○	○
相談援助の理論と方法	120	120	○	/
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (135h)				
地域福祉の理論と方法	60	60	○	/
福祉行財政と福祉計画	60	/	○	○
福祉サービスの組織と経営	15	/	○	○
サービスに関する知識 (285h)				
現代社会と福祉	60	60	○	/
高齢者に対する支援と介護保険制度	60	/	○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	/	○	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30	/	○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	/	○	○
保健医療サービス	30	/	○	○
就労支援サービス	15	/	○	○
成年後見制度	15	/	○	○
更生保護制度	15	/	○	○
実習・演習 (420h)				
相談援助演習	150	150	○	/
相談援助実習指導	90	90	○	/
相談援助実習	180	180	○	/
合計	1,200	660	22科目	16科目

大学等
のうち、
一科目
は三

大学等
のうち、
一科目
は三科

(参考) 現行の教育カリキュラム

科目	時間数		大学等	
	一般養成施設	短期養成施設	指定科目	基礎科目
社会福祉原論	60h		○	○
老人福祉論	60h		○	○
障害者福祉論	60h		○	○
児童福祉論	60h		○	○
社会保障論	60h		3科目のうち 1科目	3科目のうち 1科目
公的扶助論	30h			
地域福祉論	30h			
社会福祉援助技術論	120h	120h	○	
社会福祉援助技術演習	120h	120h	○	
社会福祉援助技術現場実習	180h	180h	○	
社会福祉援助技術現場実習指導	90h	90h	○	
心理学	30h		3科目のうち 1科目	3科目のうち 1科目
社会学	30h			
法学	30h			
医学一般	60h	60h	○	
介護概論	30h	30h	○	
合計	1,050h	600h	12科目	6科目

I ー② シラバスの内容と想定される教育内容の例

※ 時間数については、一般養成施設の場合

1ーa 人体の構造と機能及び疾病(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要について理解する。 リハビリテーションの概要について理解する。 <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	① 人の成長・発達	○ 身体の成長・発達	
	② 心身機能と身体構造の概要	○ 精神の成長・発達	
	③ 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	○ 老化	
		○ 人体部位の名称	<ul style="list-style-type: none"> 頭部、頸部、胸部、背部、腹部、四肢、体幹、脊柱、血管 その他
		○ 各器官等の構造と機能	<ul style="list-style-type: none"> 血液、呼吸器、消化器、泌尿器、循環器、支持運動器官、内分泌器官、神経系、感覚器、皮膚、生殖器 その他
		○ 国際障害分類(ICIDH)から国際生活機能分類(ICF)への変遷	
		○ 心身機能と身体構造、活動、参加の概念	
		○ 環境因子と個人因子の概念	
		○ 健康状態と生活機能低下の概念	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 健康の捉え方	○ 健康の概念	<ul style="list-style-type: none"> ・ WHO憲章による健康の定義 ・ その他の定義
	⑤ 疾病と障害の概要	○ 疾病の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪性腫瘍、生活習慣病、感染症、神経・精神疾患、先天性・精神疾患、難病 ・ その他
		○ 障害の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害、精神障害 ・ その他
		○ 精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-IV)の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-IV) ・ その他
	⑥ リハビリテーションの概要	○ リハビリテーションの概念と範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーションの定義、目的、対象、方法 ・ その他

1-b 心理学理論と心理的支援(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 人の成長・発達と心理との関係について理解する。 日常生活と心の健康との関係について理解する。 心理的支援の方法と実際について理解する。 <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	① 人の心理学的理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心と脳 ○ 情動・情緒 ○ 欲求・動機づけと行動 ○ 感覚・知覚・認知 ○ 学習・記憶・思考 ○ 知能・創造性 ○ 人格・性格 ○ 集団 ○ 適応 ○ 人と環境 	
	② 人の成長・発達と心理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達の概念 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の定義、発達段階、発達課題、生涯発達心理、アタッチメント、アイデンティティ ・ 喪失体験 ・ その他
	③ 日常生活と心の健康	<ul style="list-style-type: none"> ○ ストレスとストレスナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスナー ・ コーピング ・ ストレス症状(うつ症状、アルコール依存、燃え尽き症候群(バーンアウト)を含む。) ・ ストレスマネジメント ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 心理的支援の方法と実際	○ 心理検査の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人格検査、発達検査、知能検査、適性検査 ・ その他
		○ カウンセリングの概念と範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセリングの目的、対象、方法 ・ ピアカウンセリングの目的、方法 ・ その他
		○ カウンセリングとソーシャルワークとの関係	
		○ 心理療法の概要と実際(心理専門職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神分析、遊戯療法、行動療法、家族療法、ブリーフ・サイコセラピー、心理劇、動作療法、SST(生活技能訓練) ・ 臨床心理士 ・ その他

1-c 社会理論と社会システム(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ・ 生活について理解する。 ・ 人と社会の関係について理解する。 ・ 社会問題について理解する。 <p>※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</p>	① 現代社会の理解	○ 社会システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会システムの概念、文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標 ・ その他
		○ 社会変動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会変動の概念、近代化、産業化、情報化 ・ その他
		○ 人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口の概念、人口構造、人口問題、少子高齢化 ・ その他
		○ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の概念、コミュニティの概念、都市化と地域社会、過疎化と地域社会、地域社会の集団・組織 ・ その他
		○ 社会集団及び組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会集団の概念、第一次集団、第二次集団、ゲゼルシャフト、ゲマインシャフト、アソシエーション、組織の概念、官僚制 ・ その他
		○ 家族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の概念、家族の変容、家族の構造や形態、家族の機能 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	② 生活の理解	○ 生活構造の概念	
		○ ライフステージ	
		○ 生活時間	
		○ 消費	
		○ 生活様式、ライフスタイル	
		○ 生活の質	
	③ 人と社会の関係	○ 社会関係と社会的孤立	
		○ 社会的行為	
		○ 社会的役割	
		○ 社会的ジレンマ	
	④ 社会問題の理解	○ 社会問題の捉え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会病理、逸脱 ・ その他
		○ 具体的な社会問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別、貧困、失業、自殺、犯罪、非行、公害、社会的排除、ハラスメント、DV、児童虐待、いじめ、環境破壊 ・ その他

1-d 社会保障(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)について理解する。 ・ 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 ・ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ・ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ・ 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。 ・ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。 	① 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)	○ 人口動態の変化、少子高齢化	
	② 社会保障の概念や対象及びその理念	○ 労働環境の変化	・ 男女共同参画 ・ ワークライフバランス ・ その他
	③ 社会保障の財源と費用	○ 社会保障の概念と範囲	
		○ 社会保障の役割と意義	
	④ 社会保険と社会扶助の関係	○ 社会保障の理念	
		○ 社会保障の対象	
⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係	○ 社会保障制度の発達		
	○ 社会保障の財源		
⑥ 社会保障制度の体系	○ 社会保障給付費		
	○ 国民負担率		
	○ 社会保険の概念と範囲	・ 民間年金保険、民間医療保険、民間介護保険 ・ その他	
	○ 社会扶助の概念と範囲	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他	
	○ 公的施策と民間保険の現状	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他	
	○ 年金保険制度の概要		
	○ 医療保険制度の概要		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 介護保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 労災保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 雇用保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 社会福祉制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 生活保護制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 家族手当制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 国民年金	
	○ 厚生年金		
	○ 各種共済組合の年金		
	○ 国民健康保険		
○ 健康保険			
○ 各種共済組合の医療保険			
○ 先進諸国における社会保障制度の概要			
⑦ 年金保険制度の具体的な内容			
⑧ 医療保険制度の具体的な内容			
⑨ 諸外国における社会保障制度の概要			

1-e 社会調査の基礎(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 社会調査の意義と方法の概要について理解する。 	① 社会調査の意義	○ 社会調査の意義	
	② 量的調査	○ 社会調査の対象	
		○ 全数調査と標本調査	<ul style="list-style-type: none"> 母集団、標本、標本抽出 その他
		○ 横断調査と縦断調査	
		○ 自計式調査と他計式調査	
		○ 測定	<ul style="list-style-type: none"> 測定の水準、測定の信頼性と妥当性 その他
		○ 質問紙の作成方法と留意点	<ul style="list-style-type: none"> ダブルバーレル質問、パーソナルな質問とインパーソナルな質問 その他
		○ 調査票の配布と回収	<ul style="list-style-type: none"> 訪問面接調査、郵送調査、留め置き調査 その他
○ 量的調査の集計と分析	<ul style="list-style-type: none"> コーディング 単純集計と記述統計、質的データの関連性(クロス集計)、量的データの関連性(散布図、相関と回帰) その他 		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 質的調査	○ 観察法	・ 非参与観察法、参与観察法、統制的観察法 ・ その他
		○ 面接法	・ 自由面接法、構造化面接、半構造化面接 ・ その他
		○ 質的調査における記録の方法と留意点	
		○ 質的調査のデータの整理と分析	・ 調査結果の図表化、グラウンデッドセオリーアプローチ ・ その他
	④ 社会調査の実施にあたってのITの活用方法		

2-a 相談援助の基盤と専門職(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士の役割(総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む)と意義について理解する。 ・ 相談援助の概念と範囲について理解する。 ・ 相談援助の理念について理解する。 ・ 相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。 ・ 相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。 ・ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。 	① 社会福祉士の役割と意義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉士及び介護福祉士法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義、義務 ・ 法制度成立の背景 ・ 法制度見直しの背景 ・ その他
	② 相談援助の概念と範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉士の専門性 ○ 社会福祉士及び介護福祉士法 ○ ソーシャルワークに係る各種の国際定義 ○ ソーシャルワークの形成過程 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義、義務 ・ その他 ・ 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の定義 ・ その他 ・ 慈善組織協会 ・ セツルメント運動 ・ その他
	③ 相談援助の理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重 ○ 社会正義 ○ 利用者本位 ○ 尊厳の保持 ○ 権利擁護 ○ 自立支援 ○ 社会的包摂 ○ ノーマライゼーション 	
	④ 相談援助における権利擁護の意義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談援助における権利擁護の概念と範囲 	

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
	⑤ 相談援助に係る専門職の概念と範囲	○ 相談援助専門職の概念と範囲		
		○ 福祉行政における専門職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所の現業員、査察指導員、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 ・ その他 	
		○ 民間の施設・組織における専門職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長、生活相談員、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員 ・ その他 	
	⑥ 専門職倫理と倫理的ジレンマ	○ 諸外国の動向		
		○ 専門職倫理の概念		
		○ 倫理綱領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人日本社会福祉士会倫理綱領、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)倫理綱領 ・ その他 	
		○ 倫理的ジレンマ		
⑦ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	○ ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な援助の意義と内容			
	○ ジェネラリストの視点に基づく多職種連携(チームアプローチ)の意義と内容			

2-b 相談援助の理論と方法(120時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助における人と環境との相互作用に関する理論について理解する。 相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。 相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する(介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者自立支援法によるサービス利用計画についての理解を含む。) 相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。 相談援助の実際(権利擁護活動を含む。)について理解する。 	① 人と環境の相互作用	○ システム理論	<ul style="list-style-type: none"> 一般システム理論、サイバネティックス、自己組織性 その他
	② 相談援助の対象	○ 相談援助の対象の概念と範囲	
	③ 様々な実践モデルとアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治療モデル ○ 生活モデル ○ ストレングスモデル ○ 心理社会的アプローチ ○ 機能的アプローチ ○ 問題解決アプローチ ○ 課題中心アプローチ ○ 危機介入アプローチ ○ 行動変容アプローチ ○ エンパワメントアプローチ 	
	④ 相談援助の過程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受理面接(インテーク) ○ 事前評価(アセスメント) 	<ul style="list-style-type: none"> インテークの意義、目的、方法、留意点、方法 その他 アセスメントの意義、目的、方法、留意点 その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 支援の計画(プランニング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランニングの意義、目的、留意点、方法 ・ 支援方針・内容の説明・同意 ・ 介護予防サービス計画 ・ 居宅サービス計画 ・ 施設サービス計画 ・ サービス利用計画 ・ その他
		○ 支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の意義、目的、方法、留意点 ・ その他
		○ 経過観察(モニタリング)と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリングと評価の意義、目的、留意点、方法 ・ その他
		○ 支援の終結と効果測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の終結と効果測定の目的、留意点、方法 ・ その他
		○ アフターケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフターケアの目的、留意点、方法 ・ その他
	⑤ 相談援助における援助関係	○ 援助関係の意義と概念	
		○ 援助関係の形成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションとラポール、自己覚知 ・ その他
	⑥ 相談援助のための面接技術	○ 相談援助のための面接技術の意義、目的、方法、留意点	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント	○ ケースマネジメントとケアマネジメントの意義、目的、方法、留意点	
	⑧ アウトリーチ	○ アウトリーチの意義、目的、方法、留意点	
	⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発	○ 社会資源の活用・調整・開発の意義、目的、方法、留意点	
	⑩ ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む。)	○ ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む。)の意義、目的、方法、留意点 ○ 家族や近隣その他の者とのネットワーキング、サービス提供者間のネットワーキング、その他 ○ ケア会議の意義と留意点	
	⑪ 集団を活用した相談援助	○ 集団を活用した相談援助の意義、目的、方法、留意点 ○ グループダイナミックス、自助グループ、その他	
	⑫ スーパービジョン	○ スーパービジョンの意義、目的、留意点、方法	
	⑬ 記録	○ 記録の意義、目的、方法、留意点	
	⑭ 相談援助と個人情報の保護の意義と留意点	○ 個人情報保護法の運用	
	⑮ 相談援助における情報通信技術(IT)の活用	○ IT活用の意義と留意点 ○ ITを活用した支援の概要	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑩ 事例分析	○ 事例分析の意義、目的、方法、留意点	
	⑪ 相談援助の実際(権利擁護活動を含む。)	○ 社会的排除、虐待、家庭内暴力(D.V)、ホームレスその他の危機状態にある事例及び集団に対する相談援助事例(権利擁護活動を含む。)	

3-a 地域福祉の理論と方法(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の基本的考え方(人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。)とについて理解する。 ・ 地域福祉の主体と対象について理解する。 ・ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ・ 地域福祉におけるネットワーク(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及びその実際について理解する。 ・ 地域福祉の推進方法(ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法とサービスの評価方法を含む。)について理解する。 	① 地域福祉の基本的考え方	○ 概念と範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義 ・ その他 	
			○ 地域福祉の理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂 ・ その他
			○ 地域福祉におけるアウトリーチの意義	
		② 地域福祉の主体と対象	○ 地域福祉の主体	
			○ 地域福祉の対象	
			○ 社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の推進 ・ その他
	③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	○ 行政組織と民間組織の役割と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、共同募金、自治会、ボランティア組織 ・ その他 	
		○ 専門職や地域住民の役割と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員、介護相談員、認知症サポーター、その他の者の役割 	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 地域福祉の推進方法	○ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及び実際 ・ その他
		○ 社会資源の活用・調整・開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源の概念、活用・調整・開発の意義や目的と留意点及びその方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉ニーズの把握方法と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 量的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉サービスの評価方法と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価 ・ その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの第三者評価事業、ISO、QC活動、運営適正化委員会 ・ その他

3-b 福祉行財政と福祉計画(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> 福祉の行財政について理解する。 福祉計画の意義や目的、方法、留意点について理解する。 	① 福祉行政の実施体制	○ 国の役割	<ul style="list-style-type: none"> 法定受託事務と自治事務 その他 	
		○ 都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> 福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督 その他 	
		○ 市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> サービスの実施主体、介護保険制度における保険者 その他 	
	② 福祉の財源	○ 国の財源		
		○ 地方の財源		
		○ 保険料財源		
		○ 民間の財源		
		③ 福祉行政の組織及び団体の役割	○ 福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 定義、役割、実際 その他
	○ 児童相談所			
	○ 身体障害者更生相談所			
	○ 知的障害者更生相談所			
	○ 婦人相談所			
	○ 地域包括支援センター			
	④ 福祉行政における専門職の役割	○ 福祉事務所の現業員、査察指導員	<ul style="list-style-type: none"> 定義、役割、実際 その他 	
		○ 児童福祉司		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 身体障害者福祉司	
		○ 知的障害者福祉司	
	⑤ 福祉行財政の動向		
	⑥ 福祉計画の意義と目的	○ 福祉計画の意義と目的	
		○ 福祉計画における住民参加の意義	
		○ 福祉行財政と福祉計画の関係	
	⑦ 福祉計画の主体と方法	○ 福祉計画の主体	
		○ 福祉計画の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画 ・ その他
		○ 福祉計画の策定過程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題分析と合意形成過程 ・ その他
		○ 福祉計画の策定方法と留意点	
○ 福祉計画の評価方法			
⑧ 福祉計画の実際			

3-c 福祉サービスの組織と経営(15時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに係る組織や団体(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など)について理解する。 福祉サービスの経営と管理運営について理解する。 	① 福祉サービスに係る組織や団体	○ 社会福祉法人制度	<ul style="list-style-type: none"> 定義、役割、税制、実際 その他 	
		○ 特定非営利活動法人制度	<ul style="list-style-type: none"> 定義、役割、税制、実際 その他 	
		○ その他の組織や団体	<ul style="list-style-type: none"> 医療法人、公益法人、営利法人、市民団体、自治会 その他 	
	② 福祉サービス提供組織の経営と実際	○ 理事会組織		
		○ 財源		<ul style="list-style-type: none"> 自主財源、寄付金、補助金、介護報酬 その他
		○ 福祉サービス提供組織の経営の実際		
	③ 福祉サービスの管理運営の方法と実際	○ 適切なサービス提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> スーパービジョン体制 苦情対応、リスクマネジメントの方法 その他
		○ 働きやすい労働環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> キャリアパス OJTやOFF-JT 育児・介護休業 メンタルヘルス対策 その他
		○ 福祉サービスの管理運営の実際		

4-a 現代社会と福祉(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ・ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ・ 福祉政策の課題について理解する。 ・ 福祉政策の構成要素(福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。)について理解する。 ・ 福祉政策と関連政策(教育政策、住宅政策、労働政策を含む。)の関係について理解する。 ・ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。 	① 現代社会における福祉制度と福祉政策	○ 福祉制度の概念と理念	
	○ 福祉政策の概念と理念		
	○ 福祉制度と福祉政策の関係		
	○ 前近代社会と福祉	・ 救貧法、慈善事業、博愛事業、相互扶助	
	② 福祉制度の発達過程	○ 近代社会と福祉	・ 第二次世界大戦後の窮乏社会と福祉、経済成長と福祉
		○ 現代社会と福祉	・ その他
	③ 福祉政策におけるニーズと資源	○ 需要とニーズの概念	・ 需要の定義、ニーズの定義
		○ 資源の概念	・ その他
	④ 福祉政策の課題	○ 福祉政策と社会問題	・ 資源の定義
			・ その他
			・ 貧困、失業、要援護(児童、高齢、障害、寡婦)、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、リスク
			・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑤ 福祉政策の構成要素	○ 福祉政策の現代的課題	・ 社会的包摂、社会連帯、セーフティネット ・ その他
		○ 福祉政策の課題と国際動向	
		○ 福祉政策の論点	・ 効率性と公平性、必要と資源、普遍主義と選別主義、自立と依存、自己選択とパターンリズム、参加とエンパワーメント、ジェンダー、福祉政策の視座 ・ その他
		○ 福祉政策における政府の役割	
		○ 福祉政策における市場の役割	
		○ 福祉政策における国民の役割	
		○ 福祉供給部門	・ 政府部門、民間(営利・非営利)部門、ボランティア部門、インフォーマル部門 ・ その他
		○ 福祉供給過程	・ 公私(民)関係、再分配、割当、行財政、計画 ・ その他
○ 福祉利用過程	・ スティグマ、情報の非対称性、受給資格とシティズンシップ ・ その他		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 福祉政策と関連政策	○ 福祉政策と教育政策	
		○ 福祉政策と住宅政策	
	⑦ 相談援助活動と福祉政策の関係	○ 福祉政策と労働政策	
		○ 福祉供給の政策過程と実施過程	

4-b 高齢者に対する支援と介護保険制度(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)について理解する。 ・ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。 ・ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。 ・ 終末期ケアの在り方(人間観や倫理を含む。)について理解する。 ・ 介護保険制度について理解する。 ・ 高齢者の福祉・介護に係る他の法制度の概要について理解する。 	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢 ○ 高齢者の福祉需要 ○ 高齢者の介護需要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の実態、高齢者の地域移行や就労の実態 ・ その他 ・ 要介護高齢者の実態、認知症高齢者の実態 ・ その他
	② 介護の概念や対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護の概念と範囲 ○ 介護の理念 ○ 介護の対象 	
	③ 介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防の必要性 ○ 介護予防プランの実際 	
	④ 介護過程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護過程の概要 ○ 介護の技法 	
	⑤ 認知症ケア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症ケアの基本的考え方 ○ 認知症ケアの実際 	
	⑥ 終末期ケア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 終末期ケアの基本的考え方 ○ 終末期ケアにおける人間観と倫理 ○ 終末期ケアの実際 	
	⑦ 介護と住環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護のための住環境 	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑧ 介護保険法	○ 介護保険法の概要	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の目的、保険者と被保険者、保険料、要介護認定の仕組みとプロセス、居宅サービスの種類、施設サービスの種類、住宅改修の種類、地域支援事業、苦情処理、審査請求、介護保険制度の最近の動向 その他
	⑨ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 指定サービス事業者の役割	
		○ 国民健康保険団体連合会の役割	
		○ 介護保険制度における公私の役割関係	
	⑩ 介護保険法における専門職の役割と実際	○ 介護支援専門員の役割	
		○ 訪問介護員の役割	
		○ 介護職員の役割	
		○ 福祉用具専門相談員の役割	
		○ 介護相談員、認知症サポーターの役割	
		○ 介護認定審査会の委員、認定調査員の役割	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑪ 介護保険法におけるネットワークと実際	○ 要介護認定時における連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他
		○ サービス利用時における連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他
	⑫ 地域包括支援センターの役割と実際	○ 地域包括支援センターの組織体系	
		○ 地域包括支援センターの活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域トータルケアシステム ・ その他
	⑬ 老人福祉法	○ 老人福祉法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑭ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	○ 高齢者虐待の定義	
		○ 虐待予防の取り組み	
○ 虐待発見時の対応			
⑮ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要		
	⑯ 高齢者の居住の安定確保に関する法律	○ 高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅	
○ 高齢者居住支援センターの役割			

4-c 障害者に対する支援と障害者自立支援制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ・ 障害者自立支援法の概要について理解する。 ・ 障害者の福祉・介護に係る他の法制度の概要について理解する。 	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢 ○ 障害者の福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の福祉・介護需要の実態 ・ 障害者の地域移行や就労の実態 ・ その他
	② 障害者自立支援法	○ 障害者自立支援法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の目的、障害程度区分判定の仕組みとプロセス、支給決定の仕組みとプロセス、財源、障害福祉サービスの種類、障害者支援施設の種類の種類、補装具・住宅改修の種類、自立支援医療、地域生活支援事業、苦情解決、審査請求、障害者自立支援制度の最近の動向 ・ その他
	③ 障害者自立支援法における組織及び団体の役割と実際	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の役割 ○ 市町村の役割 ○ 都道府県の役割 ○ 指定サービス事業者の役割 ○ 国民健康保険団体連合会の役割 	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 障害者自立支援法における 専門職の役割と実際 ⑤ 障害者自立支援法における 多職種連携、ネットワーキング と実際 ⑥ 相談支援事業所の役割と実 際 ⑦ 身体障害者福祉法	○ 労働関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク ・ その他
		○ 教育機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校 ・ その他
		○ 障害者自立支援制度におけ る公私の役割関係	
		○ 相談支援専門員の役割	
		○ サービス管理責任者の役割	
		○ 居宅介護従業者の役割	
		○ 医療関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他
		○ 障害程度区分判定時におけ る連携	
		○ サービス利用時における連 携	
		○ 労働関係機関関係者との連 携	
○ 教育機関関係者との連携			
○ 相談支援事業所の組織体 系			
○ 相談支援事業所の活動の 実際			
○ 身体障害者福祉法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉手帳、身体 障害者福祉法に基づく措置 ・ その他 		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑧ 知的障害者福祉法	○ 知的障害者福祉法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑨ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 ・ その他
	⑩ 発達障害者支援法	○ 発達障害者支援法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援センターの役割 ・ その他
	⑪ 障害者基本法	○ 障害者基本法の概要	
	⑫ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要	
	⑬ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要	
	⑭ 障害者の雇用の促進等に関する法律	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の概要	

4-d 児童・家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)の実態を含む。)について理解する。 児童の権利について理解する。 児童・家庭福祉制度の概要について理解する。 児童・家庭福祉に係る他の法制度の概要について理解する。 	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。)と実際	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢 ○ 児童・家庭の福祉需要(一人親家庭、児童虐待、家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化の進行 ・ いじめ ・ 少年犯罪 ・ 家庭の育児機能の低下 ・ その他 ・ 児童・家庭の福祉需要の実態、一人親家庭の実態、児童虐待の実態、家庭内暴力(D.V)の実態、地域における子育て支援及び青少年育成の実態 ・ その他
	② 児童の定義と権利	○ 児童の定義	
	③ 児童福祉法	○ 児童の権利	
	④ 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	○ 児童福祉法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法の目的、児童福祉施設の種類、里親制度、児童福祉制度に係る財源、児童福祉サービスの最近の動向 ・ その他
	⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法)	○ 児童虐待の防止等に関する法律の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止法の目的、児童虐待の定義、虐待予防の取り組み、虐待発見時の対応 ・ その他
		○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ D.V法の目的、D.Vの定義、家庭内暴力発見時の対応 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 母子及び寡婦福祉法	○ 母子及び寡婦福祉法の概要	<ul style="list-style-type: none"> 母子寡婦福祉法の目的、母子寡婦福祉資金、母子福祉施設、母子寡婦福祉制度に係る財源、母子寡婦福祉サービスの最近の動向 その他
	⑦ 母子保健法	○ 母子保健法の概要	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法の目的、母子健康手帳、養育医療の種類、母子保健制度に係る財源、母子保健サービスの最近の動向 その他
	⑧ 児童手当法	○ 児童手当法の概要	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の種類、児童手当に係る財源、児童手当制度の最近の動向 その他
	⑨ 児童扶養手当法	○ 児童扶養手当法の概要	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の種類、児童扶養手当に係る財源、児童扶養手当制度の最近の動向 その他
	⑩ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律	○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の概要	<ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当の種類、特別児童扶養手当に係る財源、特別児童扶養手当制度の最近の動向 その他
	⑪ 次世代育成支援対策推進法	○ 次世代育成支援対策推進法の概要	
	⑫ 少子化社会対策基本法	○ 少子化社会対策基本法の概要	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑬ 売春防止法	○ 売春防止法の概要	・ 婦人相談所、婦人保護施設、 婦人相談員 ・ その他
	⑭ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 家庭裁判所の役割	
		○ 児童・家庭福祉制度における公私の役割関係	
		○ 家庭支援専門相談員の役割	
	⑯ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 医療関係者との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他
		○ 教育関係者との連携	
		○ 労働施策関係者との連携	
	⑰ 児童相談所の役割と実際	○ 児童相談所の組織体系	
		○ 児童相談所と市町村の連携	
		○ 児童相談所の活動の実際	

4-e 低所得者に対する支援と生活保護制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。 生活保護制度について理解する。 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。 生活保護制度に係る他の法制度のについて理解する。 	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要 生活保護費と保護率の動向 	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要の実態 その他 生活扶助、医療扶助、その他の扶助等の動向
	② 生活保護制度	○ 生活保護法の概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の目的、基本原理、保護の原則、保護の種類と内容、保護の実施機関と実施体制、保護の財源、保護施設の種類、被保護者の権利及び義務、生活保護の最近の動向 その他
	③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	<ul style="list-style-type: none"> 国の役割 都道府県の役割 市町村の役割 ハローワークの役割 	
	④ 生活保護制度における専門職の役割と実際	<ul style="list-style-type: none"> 現業員の役割 査察指導員の役割 	
	⑤ 生活保護制度における他職種連携、ネットワーキングと実際	<ul style="list-style-type: none"> 医療との連携 労働施策との連携 その他の施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 連携の方法 連携の実際 その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 福祉事務所の役割と実際	○ 福祉事務所の組織体系	
		○ 福祉事務所の活動の実際	
	⑦ 自立支援プログラムの意義と実際	○ 自立支援プログラムの目的	
		○ 自立支援プログラムの作成過程と方法	
		○ 自立支援プログラムの実際	
	⑧ 低所得者対策	○ 生活福祉資金の概要	
		○ 低所得者に対する自立支援の実際	
		○ 無料低額診療制度	
	⑨ 低所得者へ住宅政策	○ 公営住宅	
	⑩ ホームレス対策	○ ホームレス自立支援法の概要	

4-f 保健医療サービス(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> 医療保険制度(診療報酬に関する内容を含む。)の概要について理解する。 保健医療サービスの概要と保健医療サービスにおける多職種協働について理解する。 	① 医療保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険制度の概要 ○ 医療費に関する政策動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額療養費制度の概要 ・ その他 	
	② 診療報酬制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療報酬制度の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な居住の場における在宅療養 ・ ターミナルケアを支援する診療報酬制度 ・ その他 	
	③ 保健医療サービスの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設の概要 ○ 保健医療対策の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、特定機能病院、回復期リハビリテーション病棟、地域医療支援病院、診療所 ・ その他 	
	④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	○ 医師の役割		
		○ インフォームドコンセントの意義と実際		
○ 保健師、看護師等の役割				
	○ 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の役割			
	○ 医療ソーシャルワーカーの役割		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療ソーシャルワーカーの業務指針 ・ その他 	
⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	○ 医師、保健師、看護師等との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ 医療チームアプローチの実際 ・ その他 	

4-g 就労支援サービス(15時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
<ul style="list-style-type: none"> 相談援助活動における自立支援の観点から、各種の就労支援制度の概要について理解する。 就労支援に係る組織、団体及び専門職について理解する。 就労支援分野との連携について理解する。 	① 雇用・就労の動向と労働施策の概要	○ 雇用・就労の動向	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場の動向 ライフスタイルに応じた多様な働き方 障害者の雇用・就労を取り巻く情勢 その他 	
		○ 労働法規の概要		
		○ 生活保護制度における就労支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護授産施設 社会適応訓練事業 自立支援プログラム ハローワークの取組 その他 	
		○ 障害者福祉施策における就労支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業 就労継続支援事業A型 就労継続支援事業B型 その他 	
	② 就労支援制度の概要	○ 障害者雇用施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用率制度、職業リハビリテーションの実施体制等 その他 	
		○ 国の役割		
		○ 市町村(福祉事務所)の役割		
		○ 都道府県の役割		
	③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際			

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ ハローワークの役割と活動の実際	
		○ 職業リハビリテーション機関の役割と活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークにおける障害者の職業相談・職業紹介 ・ 地域障害者職業センターにおける職業リハビリテーション ・ 障害者就業・生活支援センターの取組 ・ その他
		○ 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の役割	
	④ 就労支援に係る専門職の役割と実際	○ 生活保護制度に係る専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現業員の役割 ・ その他
		○ 障害者福祉施策に係る専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者の役割 ・ 就労支援員の役割 ・ その他
		○ 職業リハビリテーションに係る専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場適応援助者(ジョブコーチ) ・ 障害者職業カウンセラー ・ その他
	⑤ 就労支援分野との連携と実際	○ ハローワークとの連携(生活保護制度関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護制度におけるハローワークとの連携の方法、連携の実際 ・ その他
		○ 障害者雇用施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業リハビリテーション機関との連携の方法、連携の実際 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 障害者福祉施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設との連携の方法、連携の実際 ・ その他

4-h 成年後見制度(15時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談援助活動における権利擁護の観点から、成年後見制度の概要(後見人等の役割を含む。)について理解する。 ・ 成年後見制度の実際について理解する。 ・ 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 	① 成年後見制度	○ 成年後見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人の行為能力 ・ 成年後見人の役割 ・ その他
		○ 保佐の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保佐人の行為能力 ・ 保佐人の役割 ・ その他
		○ 補助の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助人の役割 ・ その他
		○ 任意後見 ○ 民法における親権や扶養の概要 ○ 成年後見制度の最近の動向	
	② 日常生活自立支援事業	○ 日常生活自立支援事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門員の役割 ・ 生活支援員の役割 ・ 日常生活自立支援事業の最近の動向 ・ その他
	③ 成年後見制度利用支援事業	○ 成年後見制度利用支援事業の概要	
	④ 成年後見制度に係る組織、団体の役割と実際	○ 家庭裁判所の役割 ○ 法務局の役割	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 市町村の役割(市町村申立)	
		○ 弁護士 の役割	
		○ 司法書士 の役割	
		○ 社会福祉士 の活動の実際	
	⑤ 成年後見制度を中心とした権利擁護活動の実際	○ 認知症高齢者等への支援の実際	
		○ 消費者被害を受けた者への対応の実際	
		○ 被虐待児・者への対応の実際	
		○ アルコール依存者への対応の実際	
		○ 非行少年への対応の実際	
		○ ホームレスへの対応の実際	
		○ 多問題重複ケースへの対応の実際	
		○ 知的障害者、精神障害者等への支援の実際	

4-i 更生保護制度(15時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> 更生保護制度の概要について理解する。 更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。 刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。 	① 更生保護制度の概要	<input type="checkbox"/> 刑事司法の中の更生保護	
		<input type="checkbox"/> 保護観察	
		<input type="checkbox"/> 生活環境調整	
	② 更生保護制度の担い手	<input type="checkbox"/> 仮釈放等	
		<input type="checkbox"/> 更生緊急保護	
		<input type="checkbox"/> 恩赦	
	③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携	<input type="checkbox"/> 被害者等支援	
		<input type="checkbox"/> 犯罪予防	
		<input type="checkbox"/> 保護観察官	
<input type="checkbox"/> 保護司			
<input type="checkbox"/> 更生保護施設			
<input type="checkbox"/> 民間協力者			
	<input type="checkbox"/> 検察庁との連携		
	<input type="checkbox"/> 裁判所との連携		
	<input type="checkbox"/> 矯正施設都の連携		
	<input type="checkbox"/> 就労支援機関・団体との連携		
	<input type="checkbox"/> 福祉機関・団体との連携		
	<input type="checkbox"/> その他の民間団体との連携		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 医療観察制度の概要	○ 生活環境調査	
		○ 生活環境調整	
		○ 精神保健観察	
		○ 関係機関・団体との連携	
	④ 更生保護における近年の動向と課題		

I — ③ 短期養成施設における教育カリキュラム

- 短期養成施設における教育カリキュラムについては、従来の福祉系大学等において基礎科目を修めて卒業した者に加えて、一定の実務経験を有する行政職や社会福祉主事を対象とするものであることから、実習・演習など、実践力の向上に重点を置いた教育カリキュラムとする。

	時間
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (120 h)	
相談援助の理論と方法	120 h
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (60 h)	
地域福祉の理論と方法	60 h
サービスに関する知識 (60 h)	
現代社会と福祉	60 h
実習・演習 (420 h)	
相談援助演習	150 h
相談援助実習指導	90 h
相談援助実習	180 h
合計	660 h

Ⅱ 教員（実習・演習を除く。）

Ⅱ一① 専任教員の員数等

1 専任教員の数

- 学生総定員の区分に応じた専任教員の数に係る基準は変更しない。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行								
<p>現行どおり</p>	<p>○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="986 743 1776 1048"> <thead> <tr> <th data-bbox="986 743 1435 803">学生総定員の区分</th> <th data-bbox="1435 743 1776 803">専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="986 803 1435 882">80人まで</td> <td data-bbox="1435 803 1776 882">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="986 882 1435 972">81人から200人まで</td> <td data-bbox="1435 882 1776 972">3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="986 972 1435 1048">201人以上</td> <td data-bbox="1435 972 1776 1048">6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$
学生総定員の区分	専任教員数								
80人まで	3								
81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$								
201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$								

2 専任教員の要件

○ 専任教員の要件について、新しい教育カリキュラムを踏まえ、見直しを行う。

※ 教務主任に関する規定は変更しない。

見直し案	現行
<p>① 短期養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習</u>を、1人は<u>相談援助実習指導又は相談援助実習</u>を教授できる者であること。</p> <p>② 一般養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>現代社会と福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は低所得者に対する支援と生活保護制度</u>を、1人は<u>相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法又は相談援助演習</u>を、1人は<u>相談援助実習又は相談援助実習指導</u>を教授できる者であること。</p> <p>③ 原則として、教員は、1の社会福祉士養成施設等(1の社会福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>	<p>① 短期養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習</u>を、1人は<u>社会福祉援助技術現場実習指導</u>を教授できる者であること。</p> <p>② 一般養成施設の場合 専任教員のうち1人は<u>社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論又は児童福祉論</u>を、1人は<u>社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習</u>を、1人は<u>社会福祉援助技術現場実習指導</u>を教授できる者であること。</p> <p>③ 原則として、教員は、1の社会福祉士養成施設等(1の社会福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>

Ⅱ一② 教員要件の見直し(実習・演習を除く)

- 教員要件については、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、現行の教員要件を踏まえつつ、
- ① 様々な福祉サービスの現場で実際に活動している社会福祉士を広く活用できるようにすること
 - ② 従来管理職に限られていた国の行政機関又は地方公共団体の職員について、5年の実務経験があれば、管理職である(であった)か否かにかかわらず、教授できるようにすること
 - ③ 「人体の構造と機能及び疾病」について、当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者も、教授できるようにすること
といった見直しを行う。(その他の基準については、現行どおりとする。)
- 【一般養成施設・短期養成施設共通】

(1)見直し案の概要

- 新しい教育カリキュラムにおける科目ごとに、
 - ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員(経験者を含む。)
 - ⑤ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士
 - ⑥ 医師
 - ⑦ 5年以上の実務経験を有する介護福祉士
 - ⑧ 5年以上の実務経験を有する看護師等のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

(見直し後の科目ごとの教員要件)

(注)科目名は全て仮称	当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	医師	5年以上の実務経験を有する看護師等	5年以上の実務経験を有する介護福祉士
人体の構造と機能及び疾病	/	/	○	/	/	○	○	/
心理学理論と心理的支援	○	○	○	/	/	/	/	/
社会理論と社会システム	○	○	○	/	/	/	/	/
社会保障	○	○	○	/	/	/	/	/
社会調査の基礎	○	○	○	/	/	/	/	/
相談援助の基盤と専門職	○	○	○	/	○	/	/	/
相談援助の理論と方法	○	○	○	/	○	/	/	/
地域福祉の理論と方法	○	○	○	/	/	/	/	/
福祉行財政と福祉計画	○	○	○	/	/	/	/	/
福祉サービスの組織と経営	○	○	○	/	/	/	/	/
現代社会と福祉	○	○	○	/	/	/	/	/
高齢者に対する支援と介護保険制度	○	○	○	○	○	/	○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	○	○	○	/	/	/
児童や家庭に対する支援児童・家庭福祉制度	○	○	○	○	○	/	/	/
低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	○	○	○	/	/	/
保健医療サービス	○	○	○	○	○	/	/	/
就労支援サービス	○	○	○	○	○	/	/	/
成年後見制度	○	○	○	○	○	/	/	/
更生保護制度	○	○	○	○	○	/	/	/

* 赤文字部分が今回の見直し部分

(2)見直し案の具体的内容

見直し案	現行
<p>① 各科目毎の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、<u>次のアからウまでのいずれかに該当する者(人体の構造と機能及び疾病にあっては、ウに限る。)</u>とする。</p> <p><u>ア</u> 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</p> <p><u>イ</u> 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p> <p><u>ウ</u> 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</p> <p>② <u>①の規定にかかわらず、次のアからエまでに掲げる科目については、①のアからウまでに掲げる者に、それぞれ次のアからエまでに掲げる者を加えるものとする。ただし、高齢者に対する支援と介護保険制度については、少なくとも1人以上がアの(ウ)に該当する者である必要があること。</u></p>	<p>各科目毎の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会保障論、公的扶助論及び地域福祉論</u> (ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者 (ウ)大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者 <u>(エ)国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があって、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(社会福祉原論を除く。)</u></p> <p><u>イ 社会福祉援助技術論</u> (ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 (イ)専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</p>

見直し案

ア 高齢者に対する支援と介護保険制度

(ア) 国の行政機関又は地方公共団体において職員
の経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上
従事した経験のある者

(イ) 社会福祉士資格取得後、当該科目に関する業
務に5年以上相談援助業務に従事した経験のあ
る者

(ウ) 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の
資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事し
た経験がある者

イ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童 や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得 者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、 就労支援サービス、成年後見制度及び更生保護制度

(ア) 国の行政機関又は地方公共団体において職員
の経験があつて、当該科目に関する業務に5年以
上従事した経験のある者

(イ) 社会福祉士資格取得後、当該科目に関する業
務に5年以上相談援助業務に従事した経験のあ
る者

ウ 相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務 に従事した経験のある者

エ 人体の構造と機能及び疾病

(ア) 医師

(イ) 保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5年
以上看護業務に従事した経験がある者

現行

(ウ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を
専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業
務に従事した経験のある者

(オ) 社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助
技術現場実習指導については、社会福祉援助技術
論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。

ウ 心理学、社会学及び法学

(ア) 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教
育機関において、法令の規定に従い、当該科目を
担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)
として選考された者

(イ) 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科
目を3年以上担当した経験のある者

(ウ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を
専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

エ 医学一般

原則、内科医師

オ 介護概論

介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格
取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験
がある者

見直し案

現行

【経過措置】

○ 就労支援サービス、成年後見制度及び更生保護制度の教員の資格要件については、①及び②の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、養成施設等が当該科目を教授するのに適当と認めた者としてすることができるものとする。

(参考) 現行の社会福祉士養成施設の教員要件について

- 現行の社会福祉士養成施設における教員要件については、科目ごとに、
 - ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 当該科目に関する業務に3年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の管理職以上の者(経験者を含む。)
 - ⑤ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士
 - ⑥ 内科医師
 - ⑦ 5年以上の実務経験を有する介護福祉士又は看護師等のいずれかに該当する教員を確保しなければならないこととされている。

(現行の科目ごとの教員要件)

	当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に3年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の管理職以上の者	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	内科医師	5年以上の実務経験を有する介護福祉士又は看護師等
社会福祉原論	○	○	○	/	/	/	/
老人福祉論	○	○	○	○	/	/	/
障害者福祉論	○	○	○	○	/	/	/
児童福祉論	○	○	○	○	/	/	/
社会保障論	○	○	○	○	/	/	/
公的扶助論	○	○	○	○	/	/	/
地域福祉論	○	○	○	○	/	/	/
社会福祉援助技術論	○	○	○	○	○	/	/
社会福祉援助技術演習	○	○	○	○	○	/	/
社会福祉援助技術現場実習	○	○	○	○	○	/	/
社会福祉援助技術現場実習指導	○	○	○	○	○	/	/
心理学	○	○	○	/	/	/	/
社会学	○	○	○	/	/	/	/
法学	○	○	○	/	/	/	/
医学一般	/	/	/	/	/	○	/
介護概論	/	/	/	/	/	/	○

Ⅲ 施設設備